

事務連絡
平成21年8月6日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長

当面の裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的取扱いについて

今般、労災保険給付に係る処分取消訴訟事件（以下「取消訴訟」という。）において、原告から被告国（処分庁：労働基準監督署長）を文書の所持者とする「監督復命書」、「是正勧告書（控）」、「指導票（控）」及び「是正報告書」（以下「監督復命書等」という。）の提出に係る求釈明及び文書提出命令の申立て（以下「文書提出命令の申立て等」という。）が裁判所に行われ、労働局（以下「局」という。）労災補償課が、当該文書に係る業務を所管する局監督課と協議することなく、当該申立てに係る準備書面及び意見書の行政庁案を作成し、これを法務局に提出し、法務局が修文後、裁判所に提出した事案が発生したところである。

ついては、今後、かかる事案の発生を防止するため、取消訴訟等において労働基準監督署長（以下「署長」という。）を文書の所持者として監督復命書等に係る文書提出命令の申立て等が行われた場合には、当面下記のとおり取り扱うこととするので、留意されたい。

なお、本事務連絡については、本省労働基準局監督課と協議済みである。

記

- 1 取消訴訟等において、原告から監督復命書等に係る文書提出命令の申立て等が行われた場合には、局労災補償課は、直ちに、局監督課に対してその旨報告するとともに、中央労災補償訟務官に対して電話による期日経過報告（労災保険給付等に係る訟務のあらましp22参照）を行った上で、局監督課及び中央労災補償訟務官とその後の対応について協議を行うこと。
- 2 取消訴訟等において、監督復命書等に係る文書提出命令の申立て等が行われ、その対象となった監督復命書等を署長が保存している場合には、当該取消訴訟等が終結するまでの間、署長にこれを確実に保存させること。
- 3 訴訟追行における管理・相互牽制等の体制を充実させるため、労働基準部訟務担当者の会議を随時実施すること。